

令和2年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和2年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和3年2月18日(木) 午後2時～午後4時30分
場所	オンライン(傍聴場所は宇治市役所8階大会議室)
出席者	(委員) 松岡会長 尾形委員 池田委員 大杉委員 大槻委員 能瀬委員 吉田委員 (事務局) 大下副部長 浦井副課長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任 (実施機関) 介護保険課 富治林課長 藤本副課長 吉野主任 年金医療課 柯課長 (傍聴者) 1名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 介護保険事業者管理システム導入による個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、介護保険事業者管理システム導入による個人情報の取扱いについて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取扱いについての資料の説明を行った。</p> <p>3 審議事項 介護保険事業者管理システム導入による個人情報の取扱いについて</p> <p>(1) 実施機関及び事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの実施機関及び事務局からの説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 現在、京都府へ紙媒体で個人情報を提供している根拠はなにか。</p> <p>(実施機関) 宇治市個人情報保護条例(以下、「条例」という。)第8条第1項第5号の例外類型03に基づき提供をしている。</p> <p>(委員) LGWANサービスとはどのようなものか。</p> <p>(実施機関) インターネットを介さず、自治体や特定の事業者しかアクセスできない閉域ネットワークであり、京都府と府内の市町村による共同利用を行っているものである。</p> <p>(委員) 提供する個人情報とはどのようなものか。</p> <p>(実施機関) 介護保険サービス事業所の管理者、事業所を運営する法人の代表者、介護専</p>	

門員の氏名等である。介護専門員に関しては別の事業所でも登録されていないかを確認するためである。

(委員) 介護保険事業者管理システムを閲覧できる対象者の範囲はどこまでか。

(実施機関) 京都府と本市のみである。他市の情報については、マスキングされており、閲覧できない。

(委員) 京都府下全体で一斉に介護保険事業者管理システムを利用するのか。

(実施機関) 既に政令指定都市は利用している。府内であれば、八幡市が既に利用している。

(会長) 他に質問はあるか。なければ、以上で実施機関への質疑応答は終了とする。

(3) 審議

(会長) 先ほどの質疑を踏まえ審議に移る。紙媒体から電子計算機の結合により個人情報を提供することに切り替えるということが主旨である。

(委員) 電子計算機の結合により提供する個人情報を具体的に例外類型に記載すべきか。今までの目的外利用・提供の例外類型は、どのような個人情報を提供するかというところは明記していない。電子計算機の結合により提供することを慎重にするという趣旨からすると、どのような個人情報を提供するのか具体的に明記すべきである。しかしながら、今後、介護保険法の関係で別の個人情報も提供するということになれば、その都度、審議しなければならないという問題がある。

(委員) 今後、提供した個人情報のデータは様々なものと連携して広がっていく可能性はある。提供する個人情報を列挙し、今後提供する個人情報が増えるようであれば審議会に確認してもらおうというのはいかがか。

(委員) 他市の審議会では、電子計算機の結合に関しては、本市のように個別で細かく例外類型を定めておらず、案件ごとに承認している。緩いと思う反面、細かく定めると変更があるたびに審議会に報告してもらうことになり煩雑になる。事務局としては、どちらを考えているのか。

(事務局) 個別で例外類型の作成を考えている。即答し難いところではあるが、今後、同じような案件が続くようであれば検討するというものでいかがか。

(委員) 今後の見通しがないため、今のところ、それで良いかと思う。

(委員) 今までL2WANサービスによる個人情報の提供はなかったのか。

(事務局) 事務局が把握しているもので、個人情報の外部提供を行うものは初めてである。ただし、条例第9条のただし書きで定められている法令等に基づいて提供している可能性はある。

(委員) 条例第9条のただし書きの「法令等に基づくとき」は、個人情報を提供することではなく、電子計算機の結合により個人情報を提供することが法令等に基づくときは提供することができるというものか。

(事務局) そうである。

(委員) 現在、法令等に基づいて提供しているものはあるか。

(事務局) 把握しているもので言えば、マイナンバー関係の情報連携は番号法により電子計算機の結合により個人情報を提供している。

(会長) 今回、審議会において、電子計算機の結合により個人情報を提供する例外類型を定めるのは初めてである。既に紙媒体での提供をしているので、必要性和安全性を確認すれば良いと思う。「等」も含めた形で答申を出すことも考えられる。他方、条例第9条で慎重な取扱いを求められていることからすれば、資料の運用部分の記載のとおり、具体的に提供する個人情報を列挙して答申を出す方法も考えられるが、いかがか。

(委員) 個別に具体的な個人情報を列挙して例外類型を定め、慎重に審議会で精査する必要があると思っている。

(委員) 同じ意見である。本市は慎重に審議しており、個別で例外類型を定めることで良いと思う。

(会長) 他に意見あるか。今のところ、個別での例外類型を定めるのが多数である。次回の審議会で答申案を見て確定する方向とする。それでは、次の審議事項に移る。

4 審議事項 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取扱いについて

(1) 実施機関から、資料に沿って、諮問内容等について説明が行われた。

(2) 事務局から、資料に沿って、本件における個人情報の取扱いと個人情報保護条例との関係等について説明を行った。

(3) 質疑応答

(会長) ただいまの実施機関及び事務局からの説明について、質問はあるか。

(委員) まず、後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）や国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）への個人情報の提供は問題ないのか。次に、医療と介護保険のデータを突合させて統計的に全体を分析することにより課題を抽出するのか、それとも、健康寿命の延伸のために個別にデータを利用するのかどちらか。

(実施機関) 広域連合については、個人情報の提供をしていないが、収集禁止の例外類型01に基づいて個人情報を収集している。国保連合会についても同様である。今回の一体的な実施により医療情報を相互にやり取りをするというものではない。次に、データの利用については、全体と個別の両方を分析する。KDBシステムは日本全国共通のシステムになっており、これを活用することにより日本全国と本市の比較をすることができる仕組みになっている。また、レセプト

情報や要介護状態といった情報も見ることができ、保健師が訪問前に個人を検索して、どのような診療を受けて、どのような病状を持っているか、いつから要介護になっているかなど総合的に見ることができる。

(委員) 国保連合会は医療のデータを元々保有しているということか。また、改めて聞くが、一体的利用のために本市から新たに個人情報を提供することはないのか。

(実施機関) そうである。

(委員) 国保連合会という全国単位で分析する必要性は分かる。個別の分析に関して言うと、保健指導なら保健師が国保情報や介護情報は見られないのか。

(実施機関) 例えば病院で診察をして医師から病状を言われた場合、保健師が訪問することの説明はしない。その医療情報を本市で収集し、保健師が訪問した場合、「なぜ来たのか」ということになる。医療情報を基に訪問したということが目的外利用になると考えている。

(委員) 個別の訪問を受けることがあるということを各個人が分かっていない問題は当然あるので、広報する等の説明が必要であると思う。保健指導の保健師は今まで見られなかった情報なのか。

(実施機関) KDBシステムは数年前から既に導入されており、見ることができる状態であったが、活用することはできなかった。この一体的実施というものを全国的に取り組む中で、システムを活用して保健指導を行う。これが目的外利用にあたる。

(委員) 従来からデータはあったが、利用することは目的外利用にあたりと判断し利用を控えていたということか。

(実施機関) そうである。

(委員) 実際に活用するデータは、資料23ページに記載されているKDBシステム収録データ項目ということで良いか。かなり項目が多い。

(実施機関) 氏名、住所、生年月日のほかにレセプトデータや介護給付の情報といったところまである。

(委員) 様々な情報を一元化して管理するということであるが、本人の意思に関わらず積極的に市から関わっていくということか。

(実施機関) こちらからすれば少しでも健康でいてほしいという想いであるが、相手からすれば、放っておいてほしいと思われることもあると思う。保健師の保健指導については、相手の意思を尊重し対応していくこととなる。

(委員) データを保有して活用はするが、押しつけまではしないという理解で良いか。

(実施機関) そうである。

(委員) 訪問された人がどのような希望をしているかについての情報を収集する予定か。

(実施機関) 訪問した際の情報は、KDBシステムには入力しないが、当然記録する。訪問した際の状況、状態、希望を記録し、今後の対応に繋げていく。

(委員) 資料5ページの右下において、「住民全体の通いの場」と記載されているが、どのような利用を考えているのか。

(実施機関) 一般介護予防事業である。例えば、教室を開いて来てもらうことなどを考えている。

(委員) リハビリのような場所も検討しているのか。そこに対してどのような個人情報を利用するのか。

(実施機関) 保健師がそこへ見学した際に個人情報を収集する。健康面で気になる人がいれば情報を収集するということになる。

(委員) 収集した個人情報を相手へ返すことはないのか。

(実施機関) 返し方については今後検討していく。健康状態が思わしくない、いわゆるフレイル状態であれば何らかの方法において返す必要があると思っている。

(委員) ほかに保健指導する場面はあるか。

(実施機関) 来年度から実施する予定であるが、具体的には決まっておらず、模索しながら拡大していこうと考えている。

(委員) 定期健診や保健相談をして保健指導の訪問に来ることは、心当たりがあると思うが、そういったものがなく、突然訪問に来たり、文書が届くこともありえるのか。

(実施機関) 想定しているのは健康不明者である。健康不明者とは、75歳以上の人が1年間医療を受けていない、介護サービスも利用していない、検診もしていない人などであるが、その人に個別訪問をしてどういう状態なのかを把握する。

(委員) 健康に関することや病気や介護状態は知られたくない情報であると思う。それを知らないところで利用されているということは気持ちが悪い。何もしないということはできないのか。

(実施機関) 訪問して問題なく元気であれば、「引き続き元気でいてください。」となるが、問題を抱えている人に対して、支援できればと考えている。

(委員) 多少のお節介をしますとも解釈できる。

(委員) 制度自体を理解されていない人も少なからずいるが、そういった支援を有難いと思われる人もいる。ただ、自分の情報が独り歩きしていることは不安である。

(会長) 他に質問はあるか。なければ、以上で実施機関への質疑応答は終了とする。

(4) 審議

(会長) 先ほどの質疑を踏まえ審議に移る。事務局から答申案があるが、なにか意見はあるか。

- (委員) 委員の皆さんの意見を聞いていると、自分の知らないところで個人情報が利用等されているという懸念がある。今回の答申では、「個人の意思を尊重する」のような一言を入れるのが良いかと思う。
- (委員) 一元化をして利用することには必要性や効果はあるのだろうと思うが、どのようにすれば安心して利用してもらえるかを検討しないといけない。先ほど意見のあった「個人の意思を尊重する」や管理方法や利用場面について何か文言を入れるのはどうか。
- (会長) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る」というのは、例外類型でも基本的に入っているが、各委員の発言の中であったように、自分の意思と関係がない所でデータが利用されていくことに対する不安は、もっともである。それをどのように文言にするか。「個人情報に関する個人の意思を十分に尊重すること」の一言を付け加えておくことでいかがか。
- (委員) 改めて気になったのだが、今回の事業において、本人同意を得ないのは、なぜか。
- (事務局) 実施機関から事前に聞いたところによると、元々の目的で収集している個人情報については、医療機関で受診されたり、市と委託関係にある受託者が受託事業において収集している。その際に本人から同意を得ることは困難であるとのことである。
- (委員) 収集は例外類型01ではなかったか。
- (委員) そうである。
- (委員) 個人情報を本人外収集しており、その個人情報を目的外利用する。本人がよく分からないまま個人情報が収集され、利用されている。
- (委員) 目的外利用することが本当にやむを得ないのか。
- (委員) 本人同意を得るとなると、不可能ではないと思うが、医療機関での診察時に様々な同意書が増えることになる。
- (委員) 自分の個人情報がどこで使われるか理解してもらうことが重要である。利用場面ももう少し明確にし、広報する。
- (委員) 「保険料の無駄遣いをせず、国に迷惑がかからないようにしましょう。そのためには個人情報の利用はやむを得ない。統計により同規模の自治体と比較して超えている部分があれば削る」というのが本音であると思う。
- (委員) 政策的な背景はそのようなところも感じるが、審議会では忖度して書けないので、ひとまず事務局からの答申案に、会長の言った文言を追加するので良いかと思う。
- (委員) 場面を限定することに対してどう思うか。
- (委員) 保健指導の場面で言うと、行政の運用としては厳しいように思う。
- (委員) 具体的にどういう場面で利用できるのかという明示ができて、「〇〇等」と

なり、結局範囲が広がっていくことになりかねない。1段落目最後の「個人情報を一元化し、利用する必要がある」の間に、どういう理由で個人を尊重して利用する必要があるかを入れる必要があるかと思う。

(委員) 1段落目は目的外利用の必要性について説明するのが一般的であると思うので、このままにするか、「こういう目的で〇〇をする必要がある。」といった目的を入れるのが良いかと思う。「個人の意思を尊重すること」というのは、ただし書きに入れる方が良いかと思う。

(委員) 定義が分からなくなってきたが、高齢者医療の確保に関する法律第125条第3項は、市町村が主語ではなく、広域連合が主語である。国民健康保険法は市町村が主語である。ここに入るのは、高齢者医療確保に関する法律の高齢者保健事業で良いのか。

(事務局) 75歳以上は後期高齢者医療制度で、各都道府県が市町村と共に保険者になっており、実施主体は広域連合である。保険料の徴収や窓口については、市町村が事務をしており、当保健事業については、広域連合ではなくて、基礎自治体である市町村になる。一方、75歳未満の国民健康保険については、広域化で京都府と府内市町村で運営をしており、保健事業等の実施主体はあくまでも市町村に残ったままである。不安を抱かれる部分もあると思うが、高齢者の保健事業という形で、これまで市町村が実施していた保健事業または介護保険が実施してきた介護予防の事業を引き続き実施するにあたって、今まで縦割りで得られなかった部分も一体的に利用することにより、これまでやってきた保健事業がさらに踏み込んでいける。介護事業がなにか変わるといような理解はしていないが、あくまでも高齢者に関する保健事業と介護予防を行うという部分が目的の大きなところであり、それ以上に話が広がって心配されるような部分は今のところはないのかなというふうに感じている。

(委員) 対象は何歳以上になるのか。

(事務局) 65歳以上である。

(委員) 実施主体は広域連合ではなく、広域連合から委託を受けている本市ということで良いか。

(事務局) そうである。

(委員) 「個人の意思を尊重すること」をどこに入れるか。例外類型07を見ると、ただし書きが少し長くなっているものがあり、それでいくと、「ただし」の直後に「個人を尊重し」という文言を入れるのはいかがか。

(委員) 「ただし、当該個人の意思を尊重し、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。」とするか、後に入れると、「ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人の意思を尊重しなければならないとするものとする」になるが、あまり差異はないかと思う。

(事務局) 今回の目的である保健指導等に何か制約が出るのか。

(委員) 本人が強く拒絶しているときに何らかのサービス等を押しつけることはしないように言うことはできる。具体的にこれをしてはいけないというような制約をただちに導けるものではない。

(事務局) 今回、懸念しているのは、KDBシステムの活用にあたってのポピュレーションアプローチである。健康に対する理解や意識を市民に高めてもらうためにデータを分析して情報提供する部分であり、個人情報を消去して行うものであるが、もう1つ、アウトリーチとあって、これまで市町村が健康づくりの取り組みを行っており、健康に対する意識の高い人には、事業への参加や協力をいただいていた。しかしながら、情報が不足し、誤った理解をしている人等も一定数おり、そういった人に対して市として、正しい情報提供や支援をする必要がある。まずは、本人の意思確認の前に情報提供やアウトリーチをしていくことが大事であると思う。その後の本人の受け止め方、行動や意識の向上に繋がるかどうかは、次の段階であると思うので、あくまでもアウトリーチをかけるところまでは出来るように担保していただきたいと思っている。

(委員) まさにそのアウトリーチのかけ方である。何らかの働きかけをしないと始まらないので、働きかけてみないと相手が嫌かどうか分からない。何らかの働きかけをするところまではだめとは言えないが、いきなり家庭訪問ではなくて、手紙等のもう少し間接的なものからアプローチが出来たほうが良いかと思う。ただし書きで「意思を尊重し、」という文言と、「利用にあたっては、」や「利用して働きかけるにあたっては、」などのような文言を入れた方が良いのではないか。

(会長) 各委員の発言があったように、どこから自分の情報が入手されているのかについての不安が当然ある。答申については、「利用にあたっては、説明をしたうえで、本人の意思を尊重するものとする。」などのような文言を後ろに付け加えた答申案を事務局にて作成していただくことで良いか。以上で審議を終了する。

5 その他連絡事項について

本日の審議事項2件については、次回の審議会において審議となる。次回の審議会の開催日は令和3年3月19日の金曜日、午後2時からの予定である。今回と同様に、オンラインによる会議開催である。

6 閉会

(会長署名)